

令和7年夏の交通安全県民運動実施要綱

1 実施期間

令和7年7月15日（火）から7月24日（木）までの10日間

2 目的

本運動は、夏季の行楽シーズンに向けて交通量が増加するほか、夏休みに伴い、自宅周辺などで子どもたちの活動が活発化するこの時期において、道路を利用する全ての人々が被害となる交通事故を未然に防止するため、県民一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに関係機関・団体が、広報・啓発・交通安全教育活動を展開し、県民総ぐるみで交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

3 運動の進め方

- (1) 推進機関・団体は、連携を密にして、交通の状況や地域の特性に適応した具体的な実施計画を定め、地域・職域・家庭が一体となった「県民総ぐるみ」の活動を展開します。
- (2) 推進機関・団体は、管内の機関・団体等に具体的な実施方策を徹底するほか、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、広報紙（誌）、広報車、社内放送、インターネット等の各種広報媒体を活用して広報啓発を推進し、運動の周知を図ります。

4 運動の重点

- (1) 子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
- (3) 飲酒運転・ながら運転等の危険運転の根絶
- (4) 横断歩道利用者ファースト運動の推進

5 実践事項

(1) 子どもを始めとする歩行者の安全の確保

ア 歩行者の交通ルールの遵守の徹底

- (ア) 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等を促す呼びかけの推進
- (イ) 歩行中児童の交通事故の特徴等を踏まえた交通安全教育等の推進
- (ウ) 夏休み期間における子どもの交通事故を防止するため、安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者から幼児・児童への教育の推進
- (エ) 高齢歩行者の死亡事故の特徴を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- (オ) 令和7年度滋賀県交通安全県民総ぐるみ運動実施要綱で定める『高齢者「三方よし」運動』の周知徹底

イ 歩行者の安全の確保

- (ア) 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等（キッズ・ゾーン等）における見守り活動の推進
- (イ) 反射材用品等の視認効果や使用方法の周知と自発的な着用の促進
- (ウ) 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進
- (エ) 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

(2) 自転車・特定小型原動機付自転車のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

ア 自転車のヘルメット着用と改定「自転車安全利用五則」の周知

- (ア) 令和5年4月1日から道路交通法の一部改正により、全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務とされたことを踏まえた、ヘルメット着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- (イ) 改定された「自転車安全利用五則」を活用した自転車の交通ルールについての広報啓発の推進

イ 自転車の交通ルールの遵守の徹底

- (ア) 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）により、令和6年11月1日から施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進
- (イ) 原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底
- (ウ) 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底
- (エ) スマートフォン等の使用や傘差し運転等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底
- (オ) 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働きかけや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルールの遵守の呼びかけ等の推進

ウ 自転車利用者等の安全確保

- (ア) 反射材用品等の取付け促進による自転車の被視認性の向上
- (イ) 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用および幼児二人同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進
- (ウ) 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
- (エ) 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進

エ 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

- (ア) 特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底および被害軽減のためのヘルメット着用を促す取組の推進
- (イ) 特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者、シェアリング事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進

(3) 飲酒運転・ながら運転等の危険運転の根絶

- ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底およびハンドルキーパー運動の促進、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成
- イ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用や業務に使用する自動車の使用者等の義務に関する指導の徹底
- ウ 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転をさせない運転者教育の推進
- エ 飲酒運転に対する刑事的、民事的責任等を周知させる広報・啓発活動の実施
- オ 夏特有の熱中症、夏バテなどの影響による過労・疲労運転を防止する広報・啓発活動の実施
- カ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性と罰則の創設等についての広報啓発
- キ 妨害運転を受けたときの対処方法の周知徹底

- ク 運転中の携帯電話使用（いわゆる「ながら運転」）の危険性と罰則強化の周知徹底
- ケ 業務中のながら運転による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進
- コ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

(4) 横断歩道利用者ファースト運動の推進

- ア 令和7年度滋賀県交通安全県民総ぐるみ運動実施要綱で定める「横断歩道利用者ファースト運動」の周知徹底
- イ 横断歩道での歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等の優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底
- ウ 運転者に対し、横断歩行者等の保護意識の徹底を始め、安全に運転しようとする意識および態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- エ 横断歩行者に対し、道をゆずられた際は、運転者に対して感謝の意思表示をするなど、横断歩道上における交通事故防止に向けたコミュニケーションおよび「思いやり・ゆずり合い」の気運の醸成
- オ 信号機のない横断歩道に付随する標識標示（ダイヤモンド）等の再認識と周知徹底
- カ 横断歩道横断時における安全確認の周知徹底
- キ 横断歩道横断時を含めた道路横断中の事故形態の周知、特に歩行者から見て左側から近づく車両に対する安全確認の徹底

6 呼びかけ事項

(1) 子どもを始めとする歩行者の安全の確保

- ア 歩行者は、
 - (ア) 道路を横断するときは、横断歩道を利用し、信号機があるところでは信号に従って横断しましょう。
 - (イ) 信号無視による横断、斜め横断、車両等の直前直後の横断、横断禁止場所での横断は大変危険です。歩行者も交通ルールを守りましょう。
 - (ウ) 道路を横断するときは、左右の安全確認をし、横断中も周りの車両等に注意して横断しましょう。
 - (エ) 高齢者は、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、車が止まるのを確認するなど、安全を確認してから横断しましょう。
 - (オ) 夜間、不要不急な外出は避けるようにしましょう。
 - (カ) 夕暮れ時や夜間に外出するときは、自動車から見えにくいことを意識し、反射材用品の活用や明るい色の服を着用しましょう。
- イ 運転者は、
 - (ア) できる限り通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路やキッズ・ゾーン等を避けて通行しましょう。
 - (イ) 子どもや高齢者を見かけたら、その行動に十分気を付けて運転しましょう。
 - (ウ) 自分の運転特性を認識し、飛び出し等があるかもしれないという意識を持った運転をしましょう。
 - (エ) 子どもを始めとする歩行者に対して「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転をしましょう。
 - (オ) 「ゾーン30（ゾーン30プラス）」は、歩行者や自転車の安全な通行を確保するための交通安全対策です。速度を守り、通り抜けはやめましょう。
- ウ 家庭では、

- (ア) 外出する子どもや高齢者に対し、安全な道路の横断方法、通行方法について「ひと声」かけましょう。
- (イ) 子どもが被害となる交通事故は、自宅周辺で多く発生していることを認識し、自宅周辺の道路の危険箇所について家族で話し合しましょう。
- (ウ) 歩行者、運転者それぞれの立場における日常の交通安全行動について家族で話し合しましょう。

エ 地域、職域などでは、

- (ア) 会合、集会等の機会に子どもを始めとする歩行者を守る交通安全を呼びかけましょう。
- (イ) 通学路における交通危険箇所について点検確認し、子どもの交通事故防止を呼びかけましょう。
- (ウ) 交通危険箇所等における子どもや高齢者の保護誘導活動を積極的に行いましょう。
- (エ) 赤信号などで横断を待つときは、車道から離れた場所で待機しましょう。
- (オ) 参加・体験・実践型の交通安全教室を開催し、家族みんなで参加しましょう。
- (カ) 朝礼、会合、会議などの機会において交通マナーと交通事故防止についての体験談を発表するなどし、交通マナー向上の輪を広げましょう。

(2) 自転車・特定小型原動機付自転車のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

ア 自転車利用者は、

- (ア) 「自転車は車の仲間」であることを認識して、交通ルールを必ず守りましょう。
- (イ) 「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、滋賀県では自転車の損害賠償責任保険等への加入が義務化されているため、条例の趣旨を理解し、必ず自転車保険に加入しましょう。
- (ウ) 改定された「自転車安全利用五則」を守りましょう。

※自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

【自転車が歩道を通行できる場合】

- ・道路標識、標示により通行できるとされている場合
 - ・幼児、児童（13歳未満）、70歳以上の者または車道通行に支障がある身体障害者が運転する場合
 - ・道路工事等のため車道の左側端の通行が困難なとき
 - ・著しく自動車等の交通量が多く、車道幅が狭いため、追越しをしようとする自動車等との接触事故の危険がある場合
- (エ) 矢羽根型路面表示は、自転車の通行位置と方向を明示し、自転車の安全な通行を促すものです。自転車は、矢羽根に沿って車道の左端を通行しましょう。
 - (オ) 「スマートフォン等を使いながらの運転」や「傘差し運転」等の片手運転、「イヤホンやヘッドホンで音楽などを聴きながらの運転」のようなながら運転は絶対にやめましょう。
 - (カ) 夕暮れ時や夜間は、自動車からは見えにくいことを意識し、反射材用品を活用しましょう。
 - (キ) 自転車乗車中の交通事故による重傷化率の高さを理解し、全ての自転車利用者はへ

ルメットを着用しましょう。

(ク) 幼児二人同乗自転車等、幼児を幼児用座席に乗車させるときは、転倒する危険性があることから幼児や自転車から目を離さないように注意しましょう。また、シートベルトの着用を徹底しましょう。

(ケ) 自転車の安全な利用のため、乗車前の日常点検、定期的な点検整備をしましょう。

イ 自転車配達業務は

(ア) 自転車を用いた配達業務（フードデリバリーサービス等）は、時間に余裕を持ち、計画的な配達業務を推進しましょう。

(イ) 自転車を用いた配達業務に従事する配達員に対して、交通ルールの遵守、交通事故防止について指導しましょう。

ウ 地域・職域などでは、

(ア) 夜間の事故の危険性や反射材の効果についての理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催しましょう。

エ 特定小型原動機付自転車の利用者は、

(ア) 令和5年7月1日から特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールが適用されました。交通ルールを正しく理解して利用しましょう。

(イ) 運転免許は不要ですが、16歳未満の者は運転が禁止されています。また、16歳未満の者に対して特定小型原動機付自転車を提供することも禁止されています。年齢制限を守りましょう。

(ウ) 自動車損害賠償責任保険(共済)に加入し、ナンバープレートを取り付けて利用しましょう。

(エ) 携帯電話等を通話のために使用したり、その画面に表示された画像を注視したりしながらの「ながら運転」は絶対にやめましょう。

(オ) 交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要ですので、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

(3) 飲酒運転・ながら運転等の危険運転の根絶

ア 運転者は、

(ア) 飲酒運転は犯罪であることを認識して、少しでもお酒を口にしたら運転は絶対にやめましょう。

(イ) お酒の出る会合には、車を運転して行かないようにしましょう。

(ウ) 深酒や夜遅くまで飲酒した時など、二日酔いのおそれがあるときは、運転はやめましょう。

(エ) 熱中症や夏バテ等により体調のすぐれない時は運転を控え、運転に疲れを感じたら早めに休憩を取りましょう。

(オ) 令和2年6月30日から道路交通法の一部改正により妨害運転（いわゆる「あおり運転」）にかかる罰則規定が施行されたことから、改正の趣旨を理解して安全運転を徹底しましょう。

(カ) 妨害運転は、重大な交通事故につながる悪質・危険な行為です。車を運転するときは、周りの車の動きなどに注意し、安全な速度での運転を心掛け、十分な車間距離を保つとともに、無理な進路変更や追越し等は絶対にやめましょう。

(キ) ドライブレコーダー装着車であることを他の車両に周知することにより、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）から身を守りましょう。

(ク) 「ながら運転」は、周囲の危険を発見することができず、歩行者や他の車に衝突するなど、重大な交通事故につながる危険な行為ですので絶対やめましょう。

(ケ) 二輪車を運転する際の、停止中や走行中の車両等の側方を通過する行為は大変危

険です。無理な追い越し、すり抜けは絶対にやめましょう。

イ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）をされた運転者は、

- (ア) サービスエリアやパーキングエリア等、交通事故に遭わない場所に避難し、110番通報しましょう。
- (イ) ドライブレコーダーを活用して警察にトラブルの状況等を正確に伝えましょう。
- (ウ) 相手が降りてくる場合があることから、ドアはロックしましょう。
- (エ) 相手に脅されたり、挑発されても車外に出ないようにしましょう。

ウ 家庭では、

- (ア) 車を運転する家族には、お酒を勧めないようにしましょう。
- (イ) 飲酒による運転への影響や、飲酒運転事故による生活への影響（罰金や民事訴訟など）について考えるほか、飲酒運転を「しない・させない」ために、家族でできることはなにか（お店への送迎など）について、家族で話し合しましょう。
- (ウ) 妨害運転による重大事故について、家族で話し合い、運転をする前は、時間に余裕を持ち、ゆとりある運転をしましょう。

エ 地域・職域等では、

- (ア) 車を運転する人には、お酒を勧めないことを徹底しましょう。
- (イ) 朝礼、会合等の機会に、飲酒運転の危険性や交通事故の悲惨さについて話し合しましょう。
- (ウ) 道路交通法の改正により、令和5年12月1日に安全運転管理者が「運転前後のドライバーに対する酒気帯びの有無について、そのドライバーの状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行うこと」および「アルコール検知器を常時有効に保持すること」が義務化されたことから、改正の趣旨を理解して業務を推進しましょう。
- (エ) 積極的に「ハンドルキーパー運動」に参加しましょう。
- (オ) 飲酒運転を「しない、させない、ゆるさない」を呼びかけましょう。

(4) 横断歩道利用者ファースト運動の推進

ア 運転者は、

- (ア) 「横断歩道上における歩行者の通行を妨害する行為は道路交通法違反」であることを再認識し、特に信号機のない横断歩道を渡ろうとする歩行者を認めた場合、横断歩道の手前で必ず停止し、歩行者に道を譲りましょう。
- (イ) 信号機のない横断歩道の手前には、『横断歩道あり』の路面標示（ダイヤモンド）や道路標識が設置されています。これらが見えたら、歩行者の有無をしっかりと確認しましょう。
- (ウ) 運転者から見て、道路を右から左に横断する歩行者と衝突する事故形態が多いことから、右から道路を横断する歩行者には特に注意しましょう。

イ 歩行者は、

- (ア) 道路を横断するときは、必ず横断歩道を利用し、左右の安全確認と、車が停止してから横断を始めましょう。
- (イ) 道路を渡り始めて右からの車に注意している間に、左から車が近づいている場合があります。道路を渡り始めてからも再度左右を確認し、渡り始めとは反対側（左側）の車に注意しましょう。
- (ウ) 横断歩道に接近する車両に対して、可能な限り手を挙げるなど横断する意思表示をしっかりとしましょう。
- (エ) 道を譲ってくれた運転者に対して、お辞儀するなど感謝の意思表示をしましょう。